

## ユーロフィンジェノミクス株式会社販売約款

2025年3月1日改定

ユーロフィンジェノミクス製品の購入およびサービスの利用を検討いただきまして誠にありがとうございます。ユーロフィンジェノミクスはお客様との大切なお取引にあたり、お客様の購入手続きをできるだけスムーズなものにしたいと考えております。ユーロフィンジェノミクスの見積りまたは注文プロセスに関してご不明の点がありましたら、カスタマーサポートまでお問い合わせください。

製品技術に関する問い合わせにつきましては、ユーロフィンジェノミクスのHP(<https://eurofinsgenomics.jp/jp/contact/contact.aspx>)より、各製品群の連絡先を確認の上、ご連絡ください。

### 第1条 (契約条件)

1.1 本ユーロフィンジェノミクス株式会社販売約款（以下「本条件」といいます）は、ユーロフィンジェノミクス（以下「EG」といいます）がお客様にEGの製品およびサービスを販売するための契約条件を定めるものです。EGのサービスのなかには、本条件には定められていない知的財産権のライセンス、ソフトウェアライセンス、またはEGが定めるその他の契約条件（以下、併せて「補足条件」といいます）の適用を受けるものがあります。補足条件は、EGがお客様に提出する見積書または製品もしくはサービスに付属する資料に記載されます。本条件は、EGの見積書並びに補足条件とともに、製品およびサービスの売買に関するEGとお客様との間の契約内容（以下「本契約」といいます）を構成するものとします。本契約は、お客様からの注文に対し、EGによる受注確認書（請書）の送付、製品の発送、または、お客様が注文した製品およびサービスを納入するための行為に着手することのいずれかを行った時点で（即ち、EGが注文を承諾した時点で）成立します。本契約は、EGの見積書、補足条件、及び本条件により構成されます。契約を構成する文書に記載された条件に矛盾がある場合、その契約条件は、見積書、補足条件、本条件の順に優先して適用されるものとします。

1.2 本条件は、いつ提示されたかにかかわらず、お客様から提示されたものでEGが了承していない条件（以下「お客様の条件」といいます）に優先します。お客様の注文を履行することは、お客様の条件を容認するものでも、本条件を修正または変更するものでもありません。

### 第2条 (注文、納品、キャンセルおよび所有権の移転)

2.1 EGは、お客様からの製品およびサービスの注文を受けた際、受注確認書などに記載さ

れた EG の納入予定日を遵守すべく努力いたします。ただし、納入予定日は拘束力を有さず、納入予定日を超過した場合でも EG は一切の補償を行いません。また、EG は、輸送中のいかなる遅延についても一切の責任を負いません。

2.2 書面で別段の合意をした場合を除き、製品およびサービスは、EG の標準的な包装および出荷方法によって配送されます（料金が発生する場合があります）。書面で別段 EG 及びお客様が合意をした場合、あるいは契約書に記載がある場合を除き、カスタム製品の輸送にかかわる費用は EG が負担するものとし、注文製品の危険負担は、EG が当該納入場所に納入した時点でお客様に移転します。

2.3 EG は、同時に行われた 1 つの注文の製品およびサービスを数回に分けて納入することがあり、その場合、EG は各納入について別々に請求書を送付することがあります。

2.4 お客様は、EG の同意のない限り、一度行った注文を取り消すことはできません。納入日の変更を希望する場合は、カスタマーサポートに連絡し納品日の変更が可能かご確認ください。日程の変更ができない場合においても EG はその責を負いません。また、注文をキャンセルされる場合にも、直ちにカスタマーサポートにご連絡ください。その際、お客様は製品の製造およびサービスの提供準備が進んでいる場合にキャンセルができない場合があることを了承し、キャンセルが可能な場合には、EG が定めるキャンセル料がかかることを了承するものとします。

2.5 納入および危険負担の移転にかかわらず、注文製品の所有権はすべて EG が代金の全額を受領するまでお客様に移転せず、EG が留保します。

### 第 3 条 (検収)

EG が製造および解析を行った製品およびサービスについて、これらが EG の定める仕様に合致しない場合に限り、お客様は当該製品およびサービスの再合成および再解析、あるいは注文を無償でキャンセルし、当該製品およびサービスに関する既に支払われた費用について返金を受けることができるものとします。当該製品およびサービスの再合成および再解析とするか、または当該製品およびサービスに関する既に支払われた費用の返金とするかは EG の判断により決めることができるものとします。

製品およびサービスの製品/サービス納入時に種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という）があった場合には、製品/および解析結果受領日から 5 営業日以内にカスタマーサポートに連絡をすることとし、お客様が 5 営業日以内に連絡をされない場合は、製品/サービスは受領されたものとみなします。

#### 第4条（価格）

製品およびサービスの価格は、EGによる受注確認書（請書）および見積書に記載されるものとします。EGからお客様に対する見積書が提示・送付されない場合、価格は、EGがお客様からの注文を受領した時点においてEGのHP上の各製品ページに記載された価格表に基づく価格となります。また、EGの価格には、いかなる税金（消費税、関税等）も含まれないものとします。これらの税金は、お客様の責任において支払われるものとし、EGがこれを請求書に加算するものとします。標準的な納入および取扱いに関する費用（もしあれば）の支払いについてもお客様の責任とし、かかる費用がある場合には、請求書に加算されるものとします。EGの製品運送に関するポリシーの詳細については、カスタマーサポートにお問い合わせください。

#### 第5条（支払い）

お客様は、EGとの直接契約により別途書面で合意した場合を除き、EGが発行する請求書に記載された代理店様に、請求書に記載された通貨による金額を支払うものとします。

なお、この場合の振込にかかわる手数料等、支払に要する費用は、お客様が負担するものとします。また、各注文は個別の取引であり、お客様はそれぞれの注文の支払いについて相殺をすることはできないものとします。お客様が代理店様、もしくはEGに対する支払いを遅延した場合、EGは、EGのその他の権利に影響を及ぼすことなく、製品の引渡しを留保または本契約を解除することができ、さらに、お客様の将来の注文を拒絶し、弁済期日の翌日から弁済がなされるまでの期間について年3%の割合による遅延損害金の支払いを請求することができるものとします。EGが未払金の回収のために債権回収会社または弁護士を指名した場合、EGはお客様に対し、関連する一切の合理的な弁護士費用を含め、債権回収に要した一切の合理的な費用を請求することができ、お客様はこれを支払うことに同意するものとします。

#### 第6条（製品の使用および制限）

すべての製品およびサービスは研究用としてのみ使用可能であり、診断または治療目的での使用はできないものとします。お客様はすべての製品およびサービスが研究用であることを理解したうえで使用しなければならず、また、EGと別途書面で事前に合意した場合を除き、製品を転売目的で購入してはならず、その他、製品およびサービスの販売代理店としての行為をしてはならないものとします。また、EGは、EGの製品およびサービスについて政府機関またはその他の機構による規制審査の申請を行わず、臨床、治療または診断目的での使用のための安全性および有効性の評価、またはその他の特定の使用または応用のための評価を行いません。また、お客様は、お客様の使用に必要な全ての知的財産権、ライセンス等の使用許可をご自身で取得しなければなりません。製品およびサービスがお客様の特定の使用目的に適合するか否かは、お客様の責任においてお客様ご自身で確認され

るものとしします。

## 第7条（限定保証）

7.1 別途製品資料に保証書が添付されている場合を除き、EG は、製品およびサービスが、EG が刊行している配布資料、web ページでの記載、および関連の補足条件に記載されている仕様に適合していることを保証します。保証期間は、EG が納入した時点から特に定めのない場合には指定管理温度にて納入日から3ヶ月間とします。

7.2 オリゴヌクレオチド受託合成品においてEGの保証する最低保証収量とは、EGの出荷検査において確認した数値を基準とし、お客様側の装置にて確認したものと容量が違う場合にはEGの出荷基準による数値が優先されるものとしします。

7.3 EGの保証は、以下の事由に起因する不良または不具合には適用されないものとしします。  
(a)お客様の故意または過失に起因する場合(b)お客様がEGの承認なく転売した場合(c)不適切または承認されていない薬品もしくはサンプルとの接触、(d)EGが承認していない用途に供された場合

7.4 EGの保証条項は直接のお客様に対してのみ適用され、お客様は購入した製品またはサービスを譲渡することはできません。いかなる場合においても、保証条項違反に対するEGの責任限度額は当該製品またはサービスの購入価格を超えないものとしします。これ以外、EGは、明示黙示を問わず、製品およびサービス製品性または特定目的への適合性、権利の非侵害、または製品あるいはサービスの使用結果に関する黙示の保証など、制定法またはその他の法から生じるか、取引の履行過程、取引過程または商慣習から生じるかを問わず、いかなる表明または保証も行いません。

## 第8条（カスタム製品およびサービスの製造/解析について）

8.1 お客様がEGに対し配列を指定するオリゴヌクレオチド、プライマー/プローブ、人工遺伝子、タンパク質、ペプチド、抗体、または、その他非既製の要素を含む製品等のカスタム製品の製造を依頼される場合において、当該カスタム製品が合成に適さないか商業的に実益がないときには、EGは当該カスタム製品の製造を、製造工程中のいかなる段階においても、断ることができるものとしします。その場合、EGはできるだけ速やかにお客様にその旨をご連絡します。お断りした製品に関してEGが負担したいかなる費用についても、お客様には支払い義務はございません。

8.2 製品およびサービスの注文をEGが受注した場合、お客様は、(a)お客様からEGへ提供された材料の取り扱い、輸送、曝露またはその他の使用に付随する生物的、放射性物質的

および化学的災害に関してお客様が認識しているすべての情報を EG に提供し、(b)EG に製造を要請した配列を、製造させる権利を有していることを表明し、これを保証します。

## 第9条 (責任の制限)

9.1 EG は、お客様が本契約に基づき被る可能性のある、または EG の製品またはサービスにより生じる、あるいはこれに関連して生じる可能性のある、あらゆる間接損害、特別損害、付随的損害、重畳的損害または派生的損害（付保コスト、逸失利益、データの喪失、事業機会の喪失、信用の喪失または収入の減少など）について、EG が当該損害の可能性の通知を受けていた場合であっても、契約上、過失責任上、不法行為法上の厳格責任またはいかなる種類の保証等のいかなる法理論に基づくかを問わず、責任を負いません。また、契約または製品もしくはサービスから生じる、あるいはこれに関連して生じる EG の責任の総額の上限額は、購入された製品またはサービスに対してお客様が EG に支払った金額に限定されます。ただし、これらの条項は EG の責により生じた死亡または人身損害に対する EG の責任を制限するものではありません。

9.2 請書などに記載された納入日時は見込みに過ぎず、EG は納入の遅延により生じた損失、費用、請求または損害賠償について、契約上、不法行為法上またはその他を根拠とするものにかかわらず、その責を負いません。

## 第10条 (秘密情報)

10.1 EG およびお客様は、相手方から開示されたすべての非公開情報、機密情報または専有情報（以下、「秘密情報」という。）を相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示または漏えいしてはならず、製品およびサンプルの製造および解析のみに使用し、他の目的に供してはならないものとします。本条は、(a)開示の時、既に公知であった情報または既に被開示者が保有していた情報(b)開示後、被開示者の責めに帰すべき事由によらないで公知となった情報(c)開示する権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報(d)被開示者が開示を受けた情報によらずに独自に開発・取得した情報および、(e)開示者が秘密保持義務を課することなく第三者に開示した開示者の情報、には適用されません。

10.2 EG は、お客様への高品質な製品およびサービスご提供の目的において、グループ間シナジーが合理的に期待できる範囲内に限り、Eurofins グループ会社に対し、本条第1項に定める、お客様から開示された秘密情報を開示することができます。ただしその場合 EG は、当該 Eurofins グループ会社に自らが負う義務と同等の義務を課し、当該秘密情報の開示に関して、当該 Eurofins グループ会社の責めに帰すべき事由により生じたお客様の損害について、責任を負います。

## 第 11 条 (再委託)

11.1 EG は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、もしくは請負わせることができます。

11.2 前項の場合、EG は、第 10 条の定めに関わらず、業務遂行のために客観的かつ合理的に必要な範囲の秘密情報に限り当該第三者（以下、「再委託先」という。）に開示できるものとし、以下を誓約します。

(1) EG は、第 10 条に基づき、再委託先に自らが負う義務と同等の義務を課す等の適切な措置を講じることを条件として、秘密情報を開示することができます。

(2) EG は、当該秘密情報開示に関し再委託先の責めに帰すべき事由により生じたお客様の損害について、責任を負います。

(3) お客様は、別途、秘密保持契約等を締結することが可能です。その契約条件は本条より優先して適用されるものとします。

11.3 再委託先には Eurofins グループ会社を含むものとします。

## 第 12 条 (雑則)

12.1 EG は、不可抗力により生じた本契約上の義務の不履行についての責は負いかねます。EG は、特定の状況においては、納入可能な製品をお客様に公平に配分するために、独自の合理的な判断ができるものとします。

12.2 EG が本契約に基づく権利を行使しないことは、お客様による本契約違反に対する EG の損害賠償請求権の放棄とはならず、また、それ以降の違反に対する権利放棄とはならないものとします。本契約のいずれかの規定または本契約の一部が管轄権を有する裁判所により無効または執行不能と判断された場合においても、当該の無効性または執行不能性は、本契約の他の条項に何ら影響を与えません。お客様または EG 以外のいかなる者も、本契約に基づく一切の権利を有しません。

12.3 お客様は、EG の製品またはサービスに関する EG とお客様との間の協議、交渉その他のコミュニケーションの結果として EG から得た一切の非公知の技術情報、取引に関する情報または製造仕様（遺伝子配列、オリゴタイプまたはオリゴ・シーケンスなど）を極秘に保持することに同意します。

## 第 13 条 (準拠法)

本契約およびこれに基づく履行は、日本法に準拠するものとします。国際物品売買契約に関する国際連合条約は本契約に適用されないものとします。

**第 14 条 (協議事項)**

本契約に定めのない事項につき疑義が生じた場合は、EG とお客様で協議の上、決定するものとします。

**第 15 条 (紛争解決)**

本契約について訴訟等が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。